

広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則の一部を改正する規則

広島県立美術館の特別展の観覧に係る入館料に関する規則（平成二十一年広島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十三条第二項」を「第十三条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。